

知つておきたい食品の表示

生鮮食品に近い加工食品にも
原材料の原産地表示が
義務付けられます

食品の表示は、私たち消費者が食品を購入するとき、内容を正しく理解し選択したり、適正に使用したりする上で、重要な情報源となっています。もしも事故が起こったときには、その原因の究明や製品の回収などの措置をすみやかに、かつ的確に行うための手がかりとなります。

これまで、生鮮食品と一部の加工食品の原材料だけに原産地表示が義務付けられていましたが、JAS法の改正により、今年10月2日から生鮮食品に近い加工食品（20食品群）にも主な原材料の原産地表示が義務付けられるようになります。主な原材料とは、製品の原材料のうち、単一の農畜産物の重量割合が50%以上のものを言います。ここでは、表示される食品の表示の例をご紹介します。



加工食品の表示（例）

国内で製造されたもの

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 豆菓子 |
| 原材料名 | 落花生（千葉県）、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（小麦を含む）、食塩、砂糖、香辛料、調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル、紅麹、カロチノイド） |
| 内 容 量 | 100g |
| 賞味期限 | 06.11.25 |
| 保存方法 | 直射日光を避け、常温で保存してください。 |
| 製造者 | 東京都千代田区〇〇〇 〇〇〇食品株式会社AK |

商品の表示に責任を持つ業者の氏名または法人名とその住所が記載されています。原則は製造者を記載することとなっていますが、製造者との合意があれば、販売者を記載することもできます。

業者名の横に記載されているアルファベットなどの記号は、製造所固有名詞記号といい、製造者等が実際に食品を製造した製造所等を表す記号として、厚生労働大臣に届け出たものです。食品衛生法において、製造所の住所等を表示することが義務づけられていますが、この記号により表示することもできます。

原材料原産地の表示

| | |
|-------|-------------------------|
| 名 称 | あじの開き |
| 原材料名 | 真あじ（オランダ）、食塩 |
| 内 容 量 | 1尾 |
| 賞味期限 | 06.11.25 |
| 保存方法 | 10℃以下で保存してください。 |
| 製 造 者 | 〇〇〇食品株式会社 東京都千代田区〇〇〇 |

国内で製造・加工された加工食品のうち、「タケノコ水煮」、「しらす干し」など生鮮食品に近いもの、「うなぎの蒲焼き」、「梅干し」など個別に規定されているものには、主な原材料の原産地名が記載されています。



★ 食品表示について疑問やご相談がありましたら気軽にお問い合わせください。
【問い合わせ先】
近畿農政局 滋賀農政事務所 地域第一課
〒527-0023 東近江市八日市緑町11-24
☎(23)3841

